|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
| 第1-1 |  |  | 受けたい | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | 8 |
|  |  |  | 1 裁判所 |  |  |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 4 |
|  |  | 2 弁護士会 |  |  |  |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |  | 4 |
|  |  | 3 弁護士（法律事務所） |  |  |  |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |  | 4 |
|  |  | 4 法テラス |  |  |  | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 4 |
|  |  | 受けたい | 5 司法書士会 |  |  |  |  |  | ○ |  | ○ |  |  |  | 2 |
| 6 市区町村の役所 | ○ |  |  |  |  | ○ |  |  | ○ |  | ○ | 4 |
|  | ①サポー | 場合，そ |
|  | ト有無の希望 | の場所 |
| 7 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター |  |  |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 4 |
|  |  |  | 8 その他 |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  | 1 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 自宅 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | その他回答 |  |
|  |  |  | サポートがなくてもよい |  | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  | 2 |
|  |  | 分からない |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 1 |
|  |  |  |  |  | 意見：（サポートをどこで受 |  |  |  |  |  |  | 1から5と7もいい |  |
|  |  | けるかという問題もある | と思いますが、6 |
|  |  | が、知的障害者には意思 | の市区町村が |
|  |  | 決定支援者が必要です。 | 窓口になって、1 |
|  |  | それが基本です。サポート | から5と7に繋げ |
|  |  | を受ける場所に意思決定 | てもいいと思い |
|  |  | 支援を理解している人が | ます。 |
|  |  | いますか？そして同時に |  |
|  |  | 法律について理解してい |  |
|  |  | る人が必要です。知的障 |  |
|  |  | 害者は理解すること整理 |  |
|  | 欄外記載の御意見等 | することが苦手な人が多いです。抱えている問題を |  |
|  |  | ぐちゃぐちゃとしか言えず |  |
|  |  | 整理できません。混乱した |  |
|  |  | りしてあきらめたりします。 |  |
|  |  | 丸を付けた法テラスも分 |  |
|  |  | からず支援者にネットで調 |  |
|  |  | べてもらいました。無料で |  |
|  |  | 法律相談できると書いて |  |
|  |  | ました。中立の立場で整 |  |
|  |  | 理してもらえると思い○を |  |
|  |  | 付けました） |  |
|  |  | 1 訴状をPDF化する作業を担当 |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  | ○ | 6 |
|  |  | 者に行ってほしい。 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 2 訴状をＰＤＦ化するためのパ |  |  |  | ○ |  |  | ○ |  |  |  | ○ | 3 |
|  |  | ソコンの操作を担当者に教えて |  |  |  |  |
|  |  | ほしい。 |  |  |  |  |
|  |  | 3 その他 | ○ |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | 2 |
|  |  |  | 市町村役場でサポートを受 |  |  |  |  |  |  | 自分はPDF化についての支援は |  |  |  |  |
|  | ①－２ どのようなサポートを求めたいか |  | ける場合、「こんな訴え起こさないほうがいいですよ」のように余計なことを役所の職員が言わないように教 | 不要だが、障害の種別や障害の有無をこえて、PDF化に支援を必要とする人はかなり多いことを見聞している。そもそも個人用の |
|  |  |  | 育・周知徹底してほしい | パソコンを持っていない人がほと |
|  |  |  |  | んどであり、タブレットやスマホで |
|  |  | その他回答 |  | もできないことではないが、PDF |
|  |  |  |  | に関する知識や経験が無い人 |
|  |  |  |  | が多い。本人が信頼する人や機 |
|  |  |  |  | 関がサポートする必要がある。コ |
|  |  |  |  | ンビニやコピーセンターは情報 |
|  |  |  |  | 漏洩の危険があまりにも大きい |
|  |  |  |  |  | 意見：（①でも書いたよう |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 欄外記載の御意見等 | に、この場合でも意思決定支援者が必要です） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
|  | ② どのような方法がよいか | 1 郵送によって本人確認書類を提出することでＩＤとパスワードを発行してもらう方法 | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 9 |
| 2 裁判所等の窓口に行って本人確認書類を提出することでＩＤ とパスワードを発行してもらう方法 |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  | ○ | 2 |
| 3 その他 |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  | 1 |
| その他回答 |  |  |  |  | 上記2つも含め、いろんなほうほうがあるほうがあり、えらべるようにしてもらいたい。 |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 4 分からない |
| 欄外記載の御意見等 |  |  |  | 意見：（本当は例えば法テラスで相談を聞いてもらった人＝担当者が、この場面でもサポートしてほし い。パスワードなどを知的障害者自身が自分で管理したいけれど、出し忘れていないか、期限が過ぎていないか、状況を把握して見守ってくれるような支援が必要です） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③ どのようなサポート | 1 サポートが必要 |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | 7 |
| サポートの内容 |  |  |  | ②と同じように担当者が一緒にいてほしいです。アクセスできても内容が分か らない場合もあります。アクセスした内容の分かりやすい版を作ってほしいで す。 | 画像の取り込み | 本人がわかる平易な言葉で説明してほしい。 | 特別給付金のオンライン申請で、アクセスできない等のトラブルが多数発生したと報道されていたので同じような状況になった場合の問い合わせ先を確保していただきたい。 | 障害がある人に限らないが、多くの人がサポートを必要とすることになると思われる。ITCに不慣れな人、補聴や音声口話に偏った教育のもとで書記日本語という言語を身につける教育が充分に無かった聴覚障害者、また、視覚障害者や、知的障害がある人は、オンラインでシステムにアクセスすること自体が難しいことが多い。また、もしITCに慣れた視覚障害者であっても、視覚障害がある人がアクセスできるような形式になっていなければ使えない。もし電話によるサポートをおこなう場合は、聴覚言語障害者むけに、電話リレーサービスを使えることを積極的に広報する必要がある。 |  | 必要かどうか、実際にシステムを見てみないとわかりませ ん。今回のコロナ関連の諸申請においての混乱を経験するに、どのような手続き・対応態勢となるのか検討もつきません。 |  |  |
| 2 サポートは不要 | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  | 3 |



|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
|  |  | 1 困ったことがある | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | 8 |
|  |  | ① 運転免許の更新時、免 |  |  | 色んな種類のＩＤがあり、 | 大文字・小文字の区別 | 入力フォームの場所 | 体調の悪い時に、ＩＤやパ | 聴覚障害がある自分の経験で | 視覚障害のため、 |  | 予期せぬ事態 |  |
|  |  | 許センターの職員に「なに | 何がどのＩＤなのか把握で | や、不要な空白が入って | がわかりにくい。 | スワード、確認方法がわか | は、ID・パスワードや本人確認書 | 音声で読み上げな | が発生した時に |
|  |  | か病気じゃないですよ | きない。私には知的障害と | いることが、音声ソフトで |  | らなくなったりしてアクセス | 類を提出していてもなお、音声電 | い画面に出会うこと | 質問したい。 |
|  |  | ね？」と威圧的な雰囲気で | 視覚障害があります。必 | はわかりにくい。 |  | できなかった。 | 話の応答が直接にできなければ | が多い。 |  |
|  |  | いわれた。精神障害者でも | 要な時になかなか出せま |  |  |  | 不可とされた経験がある。 |  |  |
|  |  | 運転免許を持てるのに、精 | せん。ＩＤを作った時は分 |  |  |  | （例として） |  |  |
|  |  | 神障害を欠格条項的に差 | かったつもりでも実際に必 |  |  |  | ・オンライン申し込みで成約した |  |  |
|  |  | 別する発言だと感じ、不快 | 要な時に分からなくなり、 |  |  |  | 自転車保険で、走行先で自転車 |  |  |
|  |  | な気持ちになった。 | 誰に聞いてよいのかもわ |  |  |  | が破損したときに、JAFのように |  |  |
|  |  | ② パスワードの管理が難 | からず困る。 |  |  |  | 救援を呼んで回収し移送する |  |  |
|  |  | しい。使いまわしはできな |  |  |  |  | サービスがある。そのサービスを |  |  |
|  |  | いので、すべてのサービス |  |  |  |  | 含む自転車保険に登録し、IDな |  |  |
|  |  | でパスワードを変えている |  |  |  |  | どを提出した本人確認を済ませ |  |  |
|  |  | が、覚えられないので不便 |  |  |  |  | ていて、当該保険のアプリで、 |  |  |
|  |  | な想いをしょちゅうする。管 |  |  |  |  | ID、パスワードを入れることでい |  |  |
|  |  | 理アプリなどもあるが、万 |  |  |  |  | くつかのサービスは利用できた。 |  |  |
|  |  | が一それが流出したらとい |  |  |  |  | しかし、救援回収移送のサービ |  |  |
|  |  | う不安感も強い。 |  |  |  |  | スについて保険会社に問いあわ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | せたところ、現地からのメールな |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | どの文字通信の利用は否定さ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | れ、現地からの音声電話による |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 応答ができなければ使えないも |  |  |
| ③－２ ＩＤ・パスワードによって本人確認をされたときに困ったことあるか | 内容 |  |  |  |  |  | のとされた。・クレジットカードの発行の申しこみをオンラインで受け付けている会社に申込みをした。自分の登録している電話リレーサービス |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | （ID・パスワード・本人確認を完 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 了して使えるサービス）を利用し |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | てクレジットカード会社に連絡し |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | たところ、クレジットカード会社 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | は、本人が音声による電話で直 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 接に応答できないと本人確認は |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | できないとされた。この会社は、 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 本人確認は、会社がかけた電話 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | に対して本人に音声で直接に応 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 答させることに固執した。。 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | オンラインといっても、上記のよ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | うに最終的には音声電話で本人 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | が直接応答できることを条件と |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | するものが現状で多いため、同 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 様の扱いが今後も随所でありえ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | ることを懸念する。電話リレー |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | サービスは民間で長年運営され |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | てきたが公的制度化が決まり準 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 備が進んでいる。一般の音声電 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 話と電話リレーサービスを使った |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 通話を、同等のものとして扱うこ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | とを、裁判にかかわる手続き等 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | においても、明記する必要があ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | る。 |  |  |
|  | 2 困ったことはない |  | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 3 |
|  |  | 受けたい | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 11 |
|  |  | 1 裁判所 |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 6 |
|  |  | 2 弁護士会 |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | 7 |
|  |  | 3 弁護士（法律事務所 |  | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | 6 |
|  |  | 4 法テラス |  | ○ |  | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 5 |
|  |  | 5 司法書士会 |  | ○ |  |  |  | ○ |  | ○ |  |  |  | 3 |
| ④サポート有無の希望 | 受けたい場合，その場所 | 6 市区町村の役所 | ○ | ○ | ○ |  |  | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | 7 |
| 7 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | 7 |
|  |  | 8 その他 |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  | 1 |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 自宅 |  |  |  |  |  |  |
|  |  | その他回答 |  |
|  |  | サポートがなくてもよい |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
|  | 分からない |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ |  | 1 |
|  |  |  |  | 意見：①でも書いたように |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | サポートを受ける場所とい |
|  | うより支援者が必要です。 |
|  | ②で書いたように説明した |
|  | り整理したり知的障害者 |
|  | が意見が言えるような意 |
|  | 思決定支援者が必要で、 |
| 欄外記載の御意見等 | かつ最初から支援してくれ |
|  | た人が変わると、一からの |
|  | 説明を自分ではできない |
|  | ので、できれば同じ人に支 |
|  | 援を受けたい。人が変わ |
|  | るならきちんと引継ぎして |
|  | ほしい。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
|  |  | 1 裁判所が管理するシステム |  | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ | 7 |
|  |  | の表示画面の内容を口頭（又 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | は手話言語，筆談等）で説明し |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | てほしい。 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 2 裁判所が管理するシステム |  | ○ | ○ |  | ○ |  | ○ | ○ |  |  | ○ | 6 |
|  |  | にＰＤＦファイルを記録するため |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | のパソコンの操作を教えてほし |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ④－２ どのような | い。 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | サポートを求めたいか |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 裁判所が管理するシステム |  | ○ |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ | 7 |
|  |  | へのＰＤＦファイルの記録を担 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 当者が行ってほしい。 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 4 その他 | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |
|  |  |  | 裁判所が管理するシステ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | その他回答 | ムの表示画面の内容を口頭ではなく文書でほしい |
|  |  |  |  |  | 意見（自分でやることが基 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 本だけど、裁判しているこ |
|  |  | と自体で自分が一杯一杯 |
|  |  | になっている。その上に色 |
|  |  | んな説明を受けるともっと |
|  | 欄外記載の御意見等 | 一杯一杯になってしまう。説明を受けたりしながら自 |
|  |  | 分でもやれること、無理な |
|  |  | ら任せられること、それが |
|  |  | 選択できるようにしてほし |
|  |  | い） |
|  |  | 1 残してほしい | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | 10 |
|  |  |  | 口頭だと忘れてしまうか | 時と場合によって、 | 新しいシステムが | 知的障害者にはパソコン | 様々な方法があって、選 | データの消失や改ざ | インターネットを利用できな | オンラインのみではどうしても対 | 複数の方法を設定 | 障害の有無にかか |  |  |
|  |  |  | ら。 | 選択肢は多い方が | 実際に理解できて | ができない人もいる。不安 | べるほうがいい。特に人 | ん等の危険があるた | い場合の方法も確保して | 応しかねる人が少なくない | することは重要と思 | わらず、パソコン操 |
|  |  |  |  | 良いと思うので。 | 活用できるのか、現 | な人も多い。書面があれ | 権問題にかかわる国賠 | め。 | いただきたい。 |  | う。 | 作に慣れていない |
|  |  |  |  |  | 時点ではわからな | ば、これはどういう意味と | 訴訟などは、提訴の状 |  |  |  |  | 人、個人のパソコン |
|  |  |  |  |  | いため。また、様々 | 人に聞ける。書面も選べ | 況をマスコミ等に伝えて |  |  |  |  | を持っていない人は |
|  |  |  |  |  | な手段で訴状を出 | るようにしてほしい。 | もらいたいので、実際に |  |  |  |  | 大勢います。 |
|  |  |  |  |  | せる方が多様な人 |  | 持参するほうが、社会に |  |  |  |  | パソコンを使って訴 |
|  |  |  |  |  | たちのニーズに対 |  | 与えるインパクトが強 |  |  |  |  | 状を作ることに限定 |
|  |  |  |  |  | 応できると思われる |  | い。 |  |  |  |  | されれば、そこで何 |
|  | ⑤ 郵送（又は持参）する方法を残してほしいか | 理由 |  |  | ため。 |  |  |  |  |  |  | 割かの人は門前払いされたように感じますし、提起そのものを諦めてしまうと思います。 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 情報保障とともに、 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | アクセス権の多様 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 性は保障されないと |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | いけないと思いま |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | す。 |
|  |  | 2 残さなくてよい |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 1 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 印字した物が必 |  |
|  |  | 理由 | 要なら、PDFを印刷すればいい |
|  |  |  | から |
| 2 |  | 1 音声読み上げ可能なもの | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | 8 |
|  |  |  | doc |  |  | ワードかテキスト、どちら | Wordファイル・テキスト | txtかワードファイル | ワードファイル、テキスト | プレーンテキスト |  |  |  |  |
|  |  | 具体的に希望するファイル形式 |  | でもよい | ファイルいずれか |  | ファイル |  |
|  | ⑥ どのようなものを | 2 るび付きのもの |  |  |  | ○ |  |  |  |  |  | ○ |  | 2 |
| 3 その他 |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 2 |
|  | 求めたいか |
|  |  |  |  |  | 音声読み上げ可能 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | なWORDファイルや |
|  |  | その他回答 | ルビ付きのものの両方が必要 |
|  |  |  |  |  | 意見・・・知的障害者にとっ |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | てルビふりは絶対必要。 |
|  |  | かつ分かりやすい版も必 |
|  | 欄外記載の御意見等 | 要。それがないと、「ここがおかしい」「こうしてほしい」 |
|  |  | と意見が言えません。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
|  |  | 1 義務化してほしい | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  | 9 |
|  |  |  | 内容に相違がないようにす | 改めてリクエストす | 音声読み上げが必 | あるなら最初から出してほ | 音声読み上げができる | 適切な情報保障の | 提出を拒否される可能性 | 本人だけでなく、共に相談検討し | 視覚障害のため、 |  |  |  |
|  |  |  | るため。 | る必要が省けるか | 要な人など、情報 | しい。わざわざ言わなくて | から | ため。 | を残したくないので。 | ている人のなかに視覚などに障 | PDFは扱いにくい。 |
|  |  | 理由 |  | ら。 | 保障がしっかりされること、そこを義務 | も見れるようにしてほしい。 |  |  |  | 害がある人がいるとき、もし本人にとっては不要であっても、相談 |  |
|  | ⑦ 裁判所への提出 |  |  |  | 化してほしい。 |  |  |  |  | 検討のために不可欠である。 |  |
|  | を義務化 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 2 義務化しなくてよい |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 1 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 義務化しなくても |  |
|  |  | 必要ならば提出 |
|  | 理由 | を求めればいい |
| 3 |  | 1 メールの件名・本文に分かり | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | 9 |
|  |  | やすい記載をしてほしい。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 2 メールの送信に加え，電話に |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | 7 |
|  |  | よる連絡もしてほしい。 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 3 メールの送信に加え，同内容 | ○ |  | ○ |  |  | ○ |  | ○ |  | ○ | ○ | 6 |
|  |  | の文書を郵送で送ってほしい |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 配慮の内容 |  |  |  |  |  | 点字での情報提供。 |  | 「２ 受付可能なデータの種類に |  |  |  |  |
|  |  |  | ついて」に記載したことに同じ。 |
|  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | ○ |  | ○ |  | 3 |
|  |  | 4 メールの送信に加え，同内容 |  |  |  |  |
|  | ⑧ どのようなサ | の文書をFAXで送ってほしい |  |  |  |  |
|  | ポート |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | ＦＡＸならルビ振りが必要。 |  |  |  | ←今では聴覚障害者もFAXを個 |  |  |  |  |
|  |  |  | 同時に分かりやすい版も | 人でもつ人は少なくなっている |
|  |  | 配慮の内容 | 元々の難しい訴状の両方が必要。 | が、上記1～3と同様に、本人が希望する場合にはそのようにす |
|  |  |  |  | ることが必要である |
|  |  | 5 その他 |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  | 1 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 日々の状態によって必要 |  |  |  |  |  |
|  |  |  | なサポートが異なるのでそ |
|  |  | その他内容 | の都度確認していただきたい。 |
|  |  | 6 サポートは必要ない。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
|  |  |  |  |  | 意見：例えば法テラスの担 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 当者から本人に「通知が |
|  |  | 送られた」と連絡してほし |
|  |  | い。また理解できてもてん |
|  |  | ぱつてしまうことが多いの |
|  | 欄外記載の御意見等 | でどうしてよいかわからなくなる。分からなかったり |
|  |  | 困った時には、ここに相談 |
|  |  | できる、連絡先を書いてほ |
|  |  | しい。 |
|  |  | 1 大事なメールを読み飛ばして | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | 9 |
|  |  | しまったことがある。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | メールが「迷惑メールフォ |  | 日常的に届くメール | 忙しかった。てんぱつてい | 大事なメールと認識して | 注意不足。 | しばらく寝込んでメール | スパムメールや広告メールの | メールの数が多くて |  |  |  |
|  |  |  | ルダ」に自動で入ってし | の件数が多いた | たら飛ばしてしまう。意識 | いなかった |  | チェックできない時があり、 | フォルダに自動振り分けされたり | 余裕を持って件名 |
|  |  |  | まっていた。 | め。 | が散漫な時もある。集中 |  |  | 大量のメールが溜まってい | 紛れていた。受け取って読み飛 | を確認することがで |
|  |  |  |  |  | できない。 |  |  | て読み飛ばしてしまった。 | ばすというよりは、気づいていな | きなかった。 |
|  |  | 原因 |  |  |  |  |  | また、体調が悪くて長いメールを読み込めず、いっ | いことがある。それらのフォルダを時々点検しないと気づけない | 件名だけでは重要だと気付かず、後で |
|  |  |  |  |  |  |  |  | たん閉じて後で読むつもり | ことが時折ある。 | 本文を読もうとして |
|  |  |  |  |  |  |  |  | がそのままにしてしまっ |  | 忘れてしまった。 |
|  | ⑧－２ メール読み |  |  |  |  |  |  | た。 |  |  |
|  | 飛ばし |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 2 大事なメールを読み飛ばして |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  | ○ | 2 |
|  |  | しまったことはない。 |  |  |  |
|  |  |  | 週に一度は迷惑メールフォ |  |  | 知人に頼んでいる。要件 | メールを最後まで聞くよ |  |  | 上述のとおりスパムメールなど | メールチェックを頻 |  | 検索機能を使っ |  |
|  |  |  | ルダをチェックする。 | のメールは一度に多くの | うにする | に振り分けられていないか時々 | 繁に余裕を持って | て、大事なメー |
|  |  |  |  | 要件を書かずに、分けて |  | 点検すること。いずれにしても | 行う。 | ルを送る送信者 |
|  |  | 工夫していること |  | メールしてほしいと頼んでいる。それがない場合は |  | メールだけでは不確実と言える。 |  | からのメールを検索している |
|  |  |  |  | 自分で複数の要件を分け |  |  |  |  |
|  |  |  |  | て整理している。 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
|  | ⑨ 被 告知らないうちに敗訴判決 |  | 1 あった |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  | 1 |
| 件数 |  |  |  |  |  |  | 1 |  |  |  |  |  |
| ～年から～年 |  |  |  |  |  |  | 2015年～2020年 |  |  |  |  |  |
| 2 全くなかった |  |  |  |  |  |  |  | ○（自分の見聞の範囲では） |  |  |  | 1 |
| 3 分からない | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  | ○ | 7 |
| 被告分からなかった原因 | 1 封筒に点字表記がなく，送付された郵便物が訴状（又は判決書）であると気付かなかった |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 2 訴状（又は判決書）という言葉の意味が分からず，郵便物を放置していた |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 3 書類は見たが，印字されている文字が読めなかった。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 4 書類は見たが，内容が難しかったため，理解できなかった |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 5 その他 |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  | 1 |
| その他回答 |  |  |  |  |  |  | 被成年後見人が被告になり、成年後見人は本人へ知らせず、無断で弁護士へ委任した。弁護士も本人の言い分や希望を確認しなかったためまったく反論できないまま敗訴した。 |  |  |  |  |  |
| ⑨－２ どこに裁判手続相談 | 1 裁判所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 2 弁護士会 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 3 弁護士（又は弁護士事務所） |  |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  | 1 |
| 4 司法書士（又は司法書士事務所） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 5 法テラス |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 6 市区町村の役所 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 7 税理士 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 8 行政書士 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 9 社会保険労務士 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 10 その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| その他回答 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 これまで，裁判手続について相談したことはない | ○ |  | ○ |  | ○ | ○ |  |  |  |  |  | 4 |
| ⑨－３ ⑨ー２で，弁護士会，弁護士（又は弁護士事務所）以外を選択した場合，理由 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ⑨－４ 裁判手続を利用した件数 | 裁判手続を利用した件数 | 2件 |  | 少なくとも1件 | 2件 | 4件 | 2件 | 10件 | 4件 |  |  |  |  |
| うち，弁護士を代理人に付けていた件数 | 2件 |  | 少なくとも1件 | 2件 | 4件 | 2件 | 7件 | 4件 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
| 4 | ⑩ どのようなサポート | 1 メールの件名・本文に分かりやすい記載をしてほしい | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | 10 |
|  | 2 メールの送信に加え，電話による連絡もしてほしい。 |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | 8 |
|  | 3 メールの送信に加え，同内容の文書を郵送で送ってほしい。 | ○ |  | ○ | ○ |  | ○ |  | ○ |  | ○ | ○ | 7 |
|  | 配慮の内容 | 封筒にわかりやすく「重要」「重要通知在中」などの文言を入れてほしい。 |  |  | 原本と分かりやすい版の両方が必要です。 |  | 点字での情報提供。 |  |  |  |  |  |  |
|  | 4 メールの送信に加え，同内容の文書をFAXで送ってほしい |  |  |  | ○ |  |  |  | ○ |  | ○ |  | 3 |
|  | 配慮の内容 |  |  |  | 原本と分かりやすい版の両方が必要です。 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 5 その他 |  |  |  | ○ |  |  | ○ | ○ |  |  |  | 3 |
|  | その他内容 |  |  |  | 法テラスの同じ担当者にサポートしてほしい。困ったらここに電話できるように連絡先を書いてほしい。または相談できる機関を紹介してほしい。そこに意思決定支援者を置いてほしい。 |  |  | 障害によって読めないこともあるので、時間の猶予をいただきたい。いつ読めるか、電話で確認していただきたい。 | 「２ 受付可能なデータの種類について」で回答したことに同じ。 |  |  |  |  |
|  | 6 サポートは必要ない |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 第２－1 | ⑪ 手話通訳者を同席させる場合，裁判所に求めたい配慮の内容 | 裁判所に求めたい配慮の内容 | 時間的な余裕（通訳の確認等、正確性の担保のため） |  | ゆっくり話すことや通訳の内容がきちんとAに伝わっているかどうか適宜確認すること、裁判が長時間にわたるバイア委場合は適宜休憩をいれることなど。 | 裁判官も弁護士も発言する人は全員、最初に自分の立場と氏名を伝えてから話してほしい。ダラダラ話さず分かりやすい言葉を使ってほしい。障害者が答えやすいように質問してほしい |  |  | 例のとおり、ゆっくり話す、通訳が終わったことの確認をしながら進めるなどの配慮が必要。 | 裁判官が述べたことが本人にどのように伝わったか、本人が受け取った内容を確認しつつ進めることが必要。もしも本人が自宅に機材や通信環境を持っていないか、不十分な機材等しかない場合は、手話通訳動画がコマ落ちしたりして読み取りづらいことがないような通信環境および機材の接続テストを含む貸与が必要。 |  | 手話を使っていない聴覚障害者も大勢いるので、最低限、ノートテイクや筆記は完備していただきたいです。ただでさえ、日常生活と離れた法律用語は理解するのには困難が伴いますので、通訳者の方との事前の準備に時間をかけることが大切です。 |  |  |
|  | 手話通訳者の派遣に当たって，求めたい配慮の内容 | Aが信頼できる手話通訳者の派遣 |  | 法律用語や裁判に関する専門的な用語を知っていてしっかりその内容を通訳できる手話通訳者を確保・手配すること等 | 通訳者自身が内容が分からない場合、通訳者が内容が理解できるように聞 けるようにして細しい。そうしないと障害者にも伝わらない。しかし通訳者は中立に情報は漏らさず伝えてほしい |  |  | ウェブ会議等は、手話通訳者の映り方も重要なので裁判が始まる前に当事者と丁寧に打ち合わせていただきたい。 | 本人が、信頼する手話通訳者 を、選択できること。費用が本人の負担とならないようにするこ と。ウェブ会議は誰が話しているのかがわかりづらいため、複数の人が対話する場合は、話し始める際にはその人が、しばらく手を挙げるなど、わかりやすくすることが必要。適宜休憩を入れること。 |  | ただでさえ、日常生活と離れた法律用語は理解するのには困難が伴いますので、通訳者の方との事前の準備に時間をかけることが大切です。進行協議本番の際にも、一文一文、正確に伝わっているかどうかを確認しながら進めていただきたいです。 |  |  |
|  | 欄外記載の御意見等 |  |  |  | 意見と質問・・・ウェブ会議はどんな障害者でも裁判できるために必要だと思いますが、そもそもウェブ会議する場合、障害者の中にはパソコンを持っていない人もいます。そんなひとはどうするのですか？ 裁判所がパソコンを支給してくれるのですか？？知的障害者の場合、パソコンを持っている人は少ないです。 |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
|  | ⑫ 文字による通訳や字幕等他の情報保障手段が必要な場合，裁判所に求めたい配慮の内容 | 裁判所に求めたい配慮の内容 | 時間的な余裕（誤字脱字などの防止のため） |  | ゆっくり話すことや通訳の内容がきちんとAに伝わっているかどうか適宜確認すること、裁判が長時間にわたるバイア委場合は適宜休憩をいれることなど。 | 裁判官も弁護士も発言する人は全員、最初に自分の立場と氏名を伝えてから話してほしい。ダラダラ話さず分かりやすい言葉を使ってほしい。障害者が答えやすいように質問してほしい |  |  | 傍聴席へ向けて要約筆記を全体投影していただきたい。 | 筆記による通訳者について、誰にどのように通訳してほしいか、本人の希望をもとに手配するこ と。パソコン文字通訳者、パソコン要約筆記者、紙に書く要約筆記者、ふだん本人が依頼することがある人など、手話通訳と同じで、本人が信頼できる人を選べること、費用が本人の負担にな らないようにすることが必要。誰が話しているかわかりやすいように、各人が発言の前に毎回名乗ること。そうしないと筆記もできないため。適宜休憩をいれること。 |  | ただでさえ、日常生活と離れた法律用語は理解するのには困難が伴いますので、通訳者の方との事前の準備に時間をかけることが大切です。進行協議本番の際にもゆっくりと話し、一文一文、正確に伝わっているかどうかを確認しながら進めていただきたいです。 |  |  |
| 裁判所に用意しておいてほしい補助具等 | パソコン、音声認識システム、筆談具、黒板、大きなモニター |  | 文字情報を投影するためのスクリー ン、投影用PC、PC 文字通訳者のPCをつなげるためのハブなど、文字通訳をする上で必要な機材一式（特にこのうち通常、派遣セン ターなどが用意していない物）。 | スクリーン、見やすいような光の加減。見やすい場所、席に座る |  |  | 延長コードやＬＡＮケーブル、ＨＵＢなどの資材の準備。傍聴席への全体投影のためにスクリーン、プロジェクター、表示用パソコンも準備していただきたい。 | Web会議の機材については手話通訳者と同様のことが言える。自宅にWeb会議がまともにできるだけの通信環境と機材をもつ人は現状ではかなり限られていることをふまえる必要がある。 |  | ホワイトボードなど板書できるものがあると、Aさん当事者だけでなく、出席者全体で必要なときに確認しあえたりするので便利だと思います。 |  |  |
| ⑬ 遠隔で手話通訳や文字による通訳や字幕の利用を希望する場合裁判所に求めたい配慮の内容 | 裁判所に求めたい配慮や運用の内容 | 映像などが途切れることのないよう、しっかりとした通信環境 |  | 裁判資料と手話・文字通訳などの情報保障を１つのモニ ターで同時にみれるような技術的な配慮 |  |  |  | 当日の通訳がスムースに進められるよう、通訳者にも事前に書面を共有していただきたい。 | 上記に同じ。 |  | 同上 |  |  |
| 裁判所に用意しておいてほしい補助具等 | パソコン、大きなモニター |  |  |  |  |  |  | 上記に同じ。 |  |  |  |  |
| ⑬－２ 手話通訳ありウェブ会議に参加して困ったこと | 困ったこと | 経験がありません |  | インターネットの接続状況により手話通訳者の手話がよく見えなくなることがあった。通常は問 題なくてお一時的に通信速度が落ちるなど急なトラブルが起こった場合の対応が難しいと感じ た。 |  |  |  | 手話通訳者とカメラの距離を少し離さないと通訳者の顔と手が映らないので、手話の画像が小さくならざるを得ず、見えにくくて困っ た。 | 通信環境、機材の性能が不十分な場合、手話通訳が駒落ちする。また、手話通訳は照明が適切な環境で通訳しないと画面が暗くなって判読しがたい。 |  | カメラの構え方が悪く、手話通訳者を正面から捉えていないこと、手話を読み取れないくらい小さく映っていることが間々あり困ります。 |  |  |
| 気を付けたこと | 同上 |  | 回線状況が怪しい場合は手話通訳 者、聴覚障害者以外のウェブ会議参加者はビデオ機能をオフにするなど回線の負担を下げて手話通訳がきちんと伝わるように工夫した。 |  |  |  |  | 性能のよい通信環境と機材を用意すること。手話通訳を明るく はっきりと判読できるようにすること |  |  |  |  |
| ⑬－３ 要約筆記ありウェブ会議に参加して困ったこと | 困ったこと | 経験がありません |  |  |  |  |  | 音声が止まったり途切れたりしても会議が進んで通訳が途切れることがあった | Zoomの文字チャット機能を使って文字通訳をしたが、視覚障害者が使っているスクリーンリー ダーがチャットの文字を拾ってしまい、視覚障害者にとっては、音声がだぶってくるために聞き取りづらい状態となった。 |  | カメラの構え方（あるいは部屋の照明） が悪く、筆記している用紙が反射して読めないことがありました。あるいは、影になってしまったこととか。 |  |  |
| 気を付けたこと | 同上 |  |  |  |  |  | 音声が聞こえない時は誰でも遠慮なく会議を止められるようにした | 上記を解決する方法は、captiOnlie（キャプションライン・ 筑波技術大学若月研究室で開発、学校や企業などで利用されるようになってきた新しいシステム）という、GoogleChromeで動くように開発された文字通訳者と文字通訳を見る聴覚障害者のためのシステムを使って、文字通訳することが最善とわかってきたところである。文字通訳を見る聴覚障害者にとっても読みやすいシステムである。 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
|  |  |  | わかりません |  |  |  |  |  |  | 法廷手話通訳者は、裁判所が手 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 配するが、傍聴席むけの手話通 |
|  |  |  |  | 訳者は、公的に保障されていな |
|  |  |  |  | い。傍聴者個人が手配するしか |
|  |  | 手話通訳が行われた場合に困ったこと |  | ない状態であり、それは困難なことである。公費で裁判所が手配するようにしなければ、傍聴す |
|  |  |  |  | ることさえできない。こうした面で |
|  |  |  |  | も司法から遠ざけられている。 |
|  | ⑬－４ 法廷で困ったこと |  |  |  |
|  | 同上 |  |  |  |  |  | 難聴の人が数名傍聴する予定だったので傍聴席へ | 手話通訳と同じく、傍聴席むけの文字通訳者あるいは要約筆 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | の全体投影を裁判所へ求 | 記者は、公的に保障されていな |
|  |  |  |  | めたが断られ、個人への | い。傍聴者個人が手配するしか |
|  |  | 要約筆記が行われた場合に困ったこと |  | ノートテイクなら事前申し込みで可能と言っていただいたが、体調次第で当日 | ない状態であり、それは非常に困難なことである。 |
|  |  |  |  | まで来られるかどうかわか |  |
|  |  |  |  | らなかったので事前に申し |  |
|  |  |  |  | 込むことができず、ノートテ |  |
|  |  |  |  | イクもなかった。 |  |
|  |  |  | 点字資料の用意 |  | 音声読み上げに対 | ワード、テキスト文章の用 | 情報保障になれたサ | 点字と口頭での丁寧 | データや事件管理システ | PDFや図表画像をさけて、もし図 | 音声読み上げでき |  |  |  |
|  |  |  |  | 応したシステムや | 意 読み上げソフト 点 | ポーターがや職員が視 | な説明 | ム操作方法の点字資料 | 表画像を使う場合はその内容を | ない部分を口頭で |
|  |  |  |  | WEBページ。紙の | 字 | 覚情報を言葉等を使って |  |  | 見えていない人にきちんと伝え | 説明することが必 |
|  |  |  |  | 文書を活用する場 |  | 提供すること |  |  | るようにすること。全てのデータ | 要となる。時間も当 |
|  |  | 必要な配慮の内容 |  | 合は点字版の用意など。 |  |  |  |  | をテキストデータで利用できるようにすること。そのほか個人に | 然長くかかってしまう |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | よっても状況の差異、ニーズの |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 違いがあるので、その状況と |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | ニーズに応じた対応をすること。 |  |
|  | ⑭ Ａが視覚障がい者である場合，どのような配慮 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ブレイルメモ |  |  |  | 拡大読書機や音声ソフトの入ったPC、ipadなど音声標準搭載のあるタブ | 特になし |  | 上記に同じ | 音声読み上げできないことをサポートする人材を整備し |  |  |  |
|  |  |  |  | レットがあるのが理想的 |  |  | てほしい。これは裁 |
|  |  |  |  | だが、視覚障害者は普 |  |  | 判のための合理的 |
|  |  | 裁判所に用意しておいてほしい補助具等 |  | 段使い慣れたっものでないと使えないことが多いので、本人の持ち込み希 |  |  | 配慮なので、弁護士とは別と理解してほしい |
|  |  |  |  | 望があれば、それを禁止 |  |  |  |
|  |  |  |  | しないようにする。 |  |  |  |
|  |  |  | 明瞭な発音でゆっくりと話 | 言語障害がある場 | 疲れやすい、体調 | 裁判官も弁護士もわかりやすく話す。法テラスの担当者も一緒にいてほしい。緊張をほぐすためにも身近な支援者にもいてほしい。緊張すると意見が言えなくなる。身近な支援者だけではかたよるので、法テラスの人にもいてほし い。一つ一つの話を区切ってほしい。 |  |  | 急な体調不良で医療行為や飲食する場合、また、横になったりする場合などがあるので本人の求めに応じて柔軟にカメラを止めさせていただきたい。例のとおり、画面操作や言葉が難しいとわからなくなるのでわかりやすい説明とともに、困ったときは柔軟に対応していただきたい。 | 内容の正確さ的確さを損なわな |  |  |  |  |
|  |  |  | す。必要に応じて難しい言 | 合、緊張しない雰囲 | が変化しやすい難 | いで、わかりやすい言葉で伝え |
|  |  |  | 葉に注釈をつける | 気づくりや、慣れて | 病者の特性に応じ | ること。これは障害者に限らず必 |
|  |  |  |  | いる介助者の通訳 | た配慮として、適宜 | 要とされていること。 |
|  |  |  |  | を認めてほしい | 休憩時間を設ける |  |
|  |  | 必要な配慮の内容 |  |  | こと |  |
|  | ⑮ 聴覚・視覚障が |  |  |  |  |  |
|  | いのある当事者以 |  |  |  |  |  |
|  | 外の障がいのある |  |  |  |  |  |
|  | 方の場合どのような |  |  |  |  |  |
|  | 配慮 |  | 専門用語の説明書のよう |  |  |  |  |  |  | 何かわからないとき、ちょっとス |  |  |  |  |
|  |  |  | なもの、大きめのデジタル | トップをというときに掲げて示せ |
|  |  |  | 式時計 | るイエローカード。出席者全員が |
|  |  | 裁判所に用意しておいてほしい補助具等 |  | 使うことができる。前例としては内閣府障害者政策委員会で用意された。Web会議においても全 |
|  |  |  |  | 員にとって有効だと思う。 |
| 2 |  |  | 受けたい |  | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | 8 |
|  |  |  | 1 裁判所 |  | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 5 |
|  |  |  | 2 弁護士会 | ○ | ○ |  |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |  | 6 |
|  |  |  | 3 法テラス |  | ○ |  |  |  | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 4 |
|  | ⑯サポート有無の希望 | 受けたい場合，その場所 | 4 司法書士会 |  | ○ |  |  |  | ○ |  | ○ |  |  |  | 3 |
| 5 市区町村の役所 | ○ |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  | ○ | 3 |
| 6 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター |  | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 5 |
|  |  |  | 7 その他 |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | ○ |  | 2 |
|  |  |  |  |  |  |  | 意思決定支援を理解して |  | 自宅 |  |  |  | 代理人、弁護士事 |  |  |
|  |  |  | その他回答 | いる人が必要 |  | 務所 |
|  |  |  | サポートがなくてもよい |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |
|  |  | 分からない |  |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
|  | ⑯－２ サポート有無の希望 |  | 受けたい | ○ |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○（視覚障害者の場合） | ○ | ○ | ○ | 9 |
|  | 受けたい場合，その場所 | 1 裁判所 |  |  |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 4 |
|  | 2 弁護士会 | ○ |  |  |  | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |  | 5 |
|  | 3 法テラス | ○ |  |  |  |  | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 4 |
|  | 4 司法書士会 |  |  |  |  |  | ○ |  | ○ |  |  |  | 2 |
|  | 5 市区町村の役所 |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  |  | ○ | 2 |
|  | 6 裁判所が管理するシステムに関するサポートセンター |  |  |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  | 4 |
|  | 7 その他 |  |  |  |  |  | ○ |  |  |  | ○ |  | 2 |
|  | その他回答 |  |  |  |  |  | 自宅 |  |  |  | 代理人、弁護士事務所 |  |  |
|  |  | サポートがなくてもよい |  | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |
|  | 分からない |  |  | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  | 2 |
|  | ⑰ 方 法 |  |  |  | 意見・・・「表」の場合は、支援者に指を持ってもらって縦軸には何が書いているか、横軸には何かを説明してもらう。「写真」の場合はも同様で画像の色や形を説明してもらう。質問して説明してもらう。 | 晴眼者に読み上げてもらうか説明してもらう。タブレットや拡大鏡で拡大して見る。 | OCRソフトを使った り、、目の見える人に読んでもらったりす る。 |  | その都度、テキストファイルによる提供を求めている。PDFは読み出し可能なタイプでも文字化けが起きることがある。数値表の場合はカンマ区切りテキストにするなど、把握しやすい形にすることが必要。画像や写真はその「キャプション」にあたる説明や、形状の説明を、文章にして伝える。当日いきなり渡されても内容を把握する時間がないため、何日か前に、事前に送付することが大切。なお、医師国家試験を視覚障害者が受験する場合、レントゲン写真を触覚で判読できるように凹凸のある印刷を施したものを出すこともあると伝聞している。 | とても大切なものは点字化、あるいはテキスト化してもらったが、写真などを言葉で説明されても理解できないことが多い。あきらめて情報を得ずに終わることも非常に多い。 |  |  |  |
|  | ⑱ 求めたい内容 | どのような文脈の書証なのか（自分にとって有利なのか、不利なのか）などの説明がほしい。 |  | システムの操作方法などがわからない場合のサポート | 知的障害者の場合は分かりやすい説明が必要。 |  |  | ＰＤＦファイルはワードかテキストファイルにしてもら う、サポート担当者に口頭で読み上げてもらう、写真やグラフは３Ｄでプリントしてもらうなど | 知的障害がある人など、その人の状況によっては、そこに記載されていること示されていることを解読説明するファシリテーターを必要としている。ファシリテートを希望するか、身近にファシリテートを依頼できる人がいるかどう か、確認し、希望するが身近にいない場合は、本人が信任する人や機関からファシリテートを受けられるようにする必要がある。 |  |  |  |  |
| 3 | ⑲ 配慮の内容 | 郵便の配達証明のように、確かに確認できたという法的効力のある「証明書」の発行など | 緊張しない、させない雰囲気・環境づくり（目線を合わせる等）短い言葉で答えられるよう、より具体的にかつ細かく質問をつくる | 障害者本人の希望に応じて本人が指定した人に確認作業を代行してもらうような対応があると良い。 | 意見・・・視覚障碍者の立場としては読み上げソフ ト。知的障害者の立場としては分かりやすい版が必要。法テラスの人とかに代わりに確認できる方法も選択できるようにしてほしい。 | 障害者が自ら確認できるように音声読み上げ対応PDFにする。普段から信用できる介助者等に確認してもらえるようにする。 | 第三者（行政書士や司法書士など）に見てもらう。 |  | PDFファイルと同時に、テキストファイル、るび付き版も保管し、確認できるようにすること。 | 確認するには十分な時間と人手が必要。 | 担当者が面と向 かって、敬意をもって、丁寧に説明・報告くださること。担当者の方といつでも連絡が取れ、データにアクセスできる状態にあるこ と。担当者がコロコロ変わらないこと。 |  |  |
| 第３ | ⑳ 理解・注意・配慮の内容 | 言語障害により内容把握が難しい場合や精神障害により証言の趣旨がわかりづらい場合、必ず要旨を聞き返して本人の意思が正確に伝わること。 |  | 難しい法律用語など、専門用語をなるべく使わず平易な言葉で質問するようにすること。質問の意味を障害当事者が理解できているかの丁寧な確認を必要に応じて行いながら進めることが望ましい。 | 意見・・・分かりやすい言葉、ゆっくり話す、切りながら話す、ストレートにはっきり聞いてほしい。空気感をピリピリさせない。裁判官や弁護士に意思決定支援の研修を事前に受けて理解してほしい。 | ・「どう思いますか？」という質問は、特に知的・聴覚障害のある当事者には答えにくいので、具体的な質問や、「はい」か「いいえ」で答えられる質問をする。・視覚障害者は、裁判官の表情などわからず、裁判全体の雰囲気などつかめず、不安になりやすい。情報保障をするための職員や介助者をすぐ横に配置して、いつでも情報が得られるようにする。誰に傍にいてもらうかの選定も、本人の希望を聞くこと。 | 具体的・わかりやすい平易な言葉での説明を受けたい。 | 意味がわからない時は「わかりません」と気軽に言えるように、その都度確認していただきたいです。答えに時間がかかる場合もあるので急かさずゆっくり確認していただきたいです。 | 障害種別による違いよりも個人による違いのほうが大きいといってよいくらいなので、「障害の特性に合わせた」という構えは捨てたほうがよい。何の障害であっても、「その人」に合わせて、伝わるように、本人に伝わったかどうか、また逆に、本人の言おうとすることが正しく裁判官等に伝わっているか、双方向で、ていねいに反復確認しながら進めることが必要ということことを、念頭におく必要がある。聴覚障害者が手話通訳や文字通訳を必要として希望するのと同様に、本人が必要として希望するとき、本人が信頼するファシリテーターの同席を認める必要がある。 | 証拠等に図や写真等があれば、その内容を口頭で詳しく説明する。 | まずは顔を見ながら、ゆっくり話していただくこと。できるかぎり専門用語、略語を使わないこと。正確に伝わってい るかどうか、一文一文ずつ確認しながら進めること。事前協議をしっかりと行うこと。 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
| 第４－１ | ㉑ 法廷における裁判の様子がインターネットで公開されるとした場合，求めたいこと | 裁判のURL閲覧可能者を限定できるようにして、様子が拡散されないようにしてほしい。 | 傍聴する立場からはインターネット公開は助かるが、障害者差別や偏見がまだまだ多い世の中で、裁判内容によってはその助長につながるので慎重にしてほしい。 | 裁判当事者の意向を最優先にしたうえで、裁判のWEB公開などアクセスしやすい環境整備を進めるべき。 | 意見・・・障害者の人権にかかわることはオープンにしてほしい。訴える立場としてはドキドキするので顔にモザイクとか声を変えてほしい。秘密保持はしてほしい。簡単にアクセスできるようにしてほしい | いくら障害者の人権に関わる裁判であっても、当事者が公開して欲しくないという希望があるなら、非公開とすべき。ただし、原告関係者など、原告が見てもらっても構わないという人に限定して裁判の様子を見ることができるようにすることが望ましい。 | URLを一般公開しないでほしい。 | 原告・被告それぞれに顔などの画像、氏名などの個人情報、どこまで公開してよいかなどを確認したうえで公開されるようにしていただきたい。障害者の人権にかかわる裁判であって も、個人情報の取り扱い規則等が不十分なら提訴をあきらめる人が生じる可能性が高いので罰則も含めた規則を設けるなど、厳重に守られるようにしていただきたい。 | （原告が障害者の場合）原告が仮名の優生保護法被害裁判の傍聴で、差別偏見ゆえ に、また引き起こされた問題の複雑さゆえに、仮名で訴える苦衷と、その個人が特定されないように、裁判期日においても報 道においても注意して取り扱っていることを見聞している。動画中継は、身近な人でも気付けないほどに、顔や姿を一切映さない・声も変える・もしもうっかり固有名詞を発言してしまうことがあればその箇所を削除する、本人や証言者全ての公開版の内容についての確認と同意がある、といった条件がしっかり満たされていないと、とてもできることではない。証言者も多くは原告の家族などが、やはり仮名で証言している。注意深い加工と確認が不可欠なので、上にあげたような裁判では、少なくともイン ターネット生中継は不可能なこ と。他方、原告が実名で顔も出して問題提起と解決のために提訴している場合は、本人の同意と確認があれば、インターネット生中継あるいは事後の公開も可能な場合があるだろう。（傍聴者への情報保障）全ての動画に手話と字幕をつけることを必須とすべきである。 | セキュリティに十分配慮されてのこととは思いますが、裁判をウェブ公開した際の個人情報の流出が気になります。これは障害者であろうがなかろうが、同じ心配があります。また、ウェブ公開を理由に、現在の裁判所のバリアフリー化が進まなくなることを危惧します。 |  |  |  |
| 2 | ㉒ 備品の整備やサポートの内容 | パソコンだけではなく、タブレット端末の設置。（操作が容易） | 電動車椅子でアクセスしやすいスペースや机の確保、介助者による操作を認める。もちろん、それでも問題があるときは裁判所職員による操作方法のサポートが必要。 | 音声ソフトが対応しているシステムであること，裁判所職員による操作方法のサポート等 | 意見・・・音声読み上げソフト。操作のサポート。サポートにあたつてゆっくり説明してほしい。 | 音声ソフト対応システムであり、裁判所職員のサポートが得られること。 | 音声ソフトが対応しているシステムであること，裁判所職員による操作方法のサポート。点字ディスプレイを備えてほしい。 | 例のとおり、音声ソフトが対応しているシステム、裁判所職員による操作方法のサポートが必要です。 | 音声ソフト対応は当然必要。操作方法のサポートなどは本人の希望に応じて裁判所職員が対応する方法を基本として、もしそれでは難しい場合はその本人に応じたありかた、合理的配慮の提供を、対話を通じて実施することが必要。 | 音声ソフトが対応しているシステムであること。裁判所職員による操作方法のサポート。謄写したデータを希望したアドレスに送付すること。 |  |  |  |
|  | ㉓ 訴訟記録をデータのままで入手することを望むか | 1 望む |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | 9 |
|  | 理由 |  | 音声読み上げソフトを使いたい | 用紙を置いておくスペースがないため |  | 墨字を郵送されても読めないので、 音声読み上げ可能なデータで送ってもらいたい。 | 適切な情報取得のため | 電子データの方が管理しやすいので | 自分が訴訟の当事者で視覚障害者である場合、活字印刷文だけでは記載内容を直接把握できない。もし視覚障害はない場合も、訴訟記録は膨大な量となるので、語句検索できる電子データが、訴訟の当事者においても必要である | 視覚障害のため、データでなければ独力で確認できない |  |  |  |
|  | 2 望まない | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |
|  | 理由 | 改ざん・改変の恐れがあるため。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ㉔ ウェブ会議で配慮していることはあるか | 1 配慮していることがある | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |  |  | 7 |
| 第５ | 内容 | パソコンの画面を長時間見るのがしんどいので、休憩をこまめに入れるか会議時間を短くしている。 | 聴覚障害を持つ人への文字による通訳会議で使う資料を事前に配布すること | 手話通訳や文字通訳などの情報保障 | 意見・・・一人ずつ話すことを意識する。発言するときは手を挙げて話す。 | ・視覚障害者がいる場合には、チャットは使わないようにする。あるいは書き込み内容を、スピーカーの声とかぶらないようにホストが読み上げする。画面共有はしないようにするか、同じ内容の データを事前に送付しておき、どの資料を画面共有しているか音声で伝える。・文字通訳を必要とする聴覚障害者がいる場合には、UDトークやGoogle クロームの音声認識機能を連携して、字幕がでるようにする。連携できない場合は、文字通訳者とつないで、PC文字通訳をしてもらう。 |  | 聴覚障害者が参加するときは音声をチャットに入力して情報を共有する、開催の時間を体調に合わせて調整する。 | Web会議導入にあたって、全く初めての人も、経験し慣れていけるように、本番の月例会の合間に、「お試し会」を実施した。「お試し会」は3か月間に計9回、本番のWeb会議3回を含めて、延べ68人が参加した。 |  |  |  |  |
|  | 2 特に配慮していることはない |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 0 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜認定NPO法人ＤＰＩ日本会議所属の個人からの回答＞****※団体からの回答とは別途集計。** | ａ（団体職員） | ｂ（脳性まひ） | ｃ（難病） | ｄ（知的障害＋視覚障害） | ｅ（視覚障害） | ｆ（視覚障害） | ｇ（難病、相談員） | ｈ（聴覚障害・複数の団体で障害がある人の裁判の応援に関わる） | ｉ（視覚障害・相談支援） | ｊ（難病、重複障害） | ｋ | 計 |
| 第６ | ㉕ テレワークで配慮していることはあるか | 1 配慮していることがある |  |  | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ |  |  |  | 5 |
| 内容 |  |  | 会議資料等を可能な限り読み上げソフトに対応したファイルで送受信するようにしていること。 | 意見・・・メールの場合は件名をわかりやすく。事前にどんなメールを送るの か確認の連絡してほしい。送った後でも確認の電話が必要。 | 添付資料は、PDFだけでなく、同内容のWordやテキストデータを添付するようにしている。 |  | グラフや表は文章化もして共有する。 | 全ての書類資料についてテキストデータも配布している。PC文字通訳を必ずつけている。公的制度の利用に制約が多く、活動財源も乏しいなかで、有償ボラン ティアによる文字通訳となっている。手話ユーザーがいるとき手話通訳もつけている。 |  |  |  |  |
| 2 特に配慮していることはない | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 2 |
| ㉖ テレワーク・ウェブ会議を行う際，不便を感じた点・改善すべきだと感じた点 | 感覚過敏のためボリュームを絞っているが、人によって音声の大きさが違うの で、聞き取れなかったりする場合がある。 | ウェブ会議では、言語障害がある者にとって、緊張や焦りを感じる。一般生活の時以上に、自分の意思が十分に伝えられるか、聞き取ってもらえるか不安が増す。やはり、緊張しない、させない雰囲気・環境づくりしかないと思う。 | 通常の対面での会議よりも疲れるため、会議時間の短縮化が必要。 | 意見・・・同じ場にいないのですぐに確認できない。急に画面から消えたりする。 | ・ZOOMの時、参加者同士がチャットで話を進めていて、全く話についていけなかった。・画面共有した資料を探すうちに話が進んでしまい、結局内容がよくわからなかった。・ipadで音声ソフトを起動していると、「○○が退出しました」「○○が参加しました」と読み上げるので、出入りの激しい時にはスピーカーの声が聞こえなくなる。・ミュートになっているかどうかがわかりにくい。・Skypeで音声ソフトを起動しているとチャットを読み上げするので、スピーカーの声がかぶって聞こえにくい。 | 特になし | マイクのオンとオフの操作が難しい。体調の悪い時は横になったままカメラもマイクも切って参加する が、急に発言を求められると起き上ってマイクをオンにする作業が必要で、時間がかかるので「いない」、「意見がない」と判断されたことがあった。主催者にはすぐに反応できない人がいることを留意していただきたい。 | 通信環境（ホスト側と個々の参加者側のどちらも）が、動画配信にじゅうぶんではないことがしばしばあること。ホストの機材や通信環境については、ある程度まではできることがあるが、参加者の機材が古いものであったり、ポケットWi-Fiのみを使っている場合など、まともに使うことができなかったり通信が途切れやすい。障害がある人の収入の低さ、年金受給している人でも同居の家族が年金を管理して使っているなど、個人が自立した生活を築くことの困難という問題も、大きくかかわっていると見ている。 | 視覚障害なので画面を見ることができない。読み上げソフトで資料を聞くと同時に、会議に参加することは音声多重となり難しい。どちらも中途半端となってしまう。オンラインの会議システムに慣れず、最低限の操作はできるが、習熟する機会も多くはなく、戸惑うこともある。 |  |  |  |
| ㉗ 整備してほしい制度，配慮してほしい事項 | 少し趣旨からずれるかもしれませんが、東京地裁の受付で場所を訪ねたときのことです。私が、「売店はどちらでしょうか」と受付のおじさんにきいたところ、一 言、「地下」とだけ、目も合わさずに言われたことがあります。その直後にスーツ姿の男性には「はい、あちらでございます」と答えていました。非常に不愉快でした。裁判所は嫌な場所だという印象を抱いてしまいました。アクセシブルな制度には、それに関わる関係者一人ひとりの意識の持ち方が大切なのではないでしょうか。制度の整備と同時に教育も進めていってほしいです。 |  | 点字による訴状を出せるようにしてほしい，手話言語による申し立てを可能としてほしい，筆談 ボード・コミュニケーションカードを常備してほしい、電話でのやりとりが生じる場合は電話リレーサービスを活用すること等 | 意見・・・意思決定支援者をどこにでも置いてほし い。支援者を育成してほしい。対面での支援対応だけでなく文章の書き方、わかりやすさ、簡潔に、大事な個所は大きい字にする、必要なら絵をつかうなど。 | ・上記事例にあるような配慮は当然のこととして、司法面接の際の情報保障や、特に知的障害のある人への配慮。(普段から慣れている介助者が付き添えるなど) 裁判手続きとはずれるが、傍聴者としての障害者に対する合理的配慮がなされていないのがほとんどなので、傍聴者の権利が守られるようにして欲しい。例えば、傍聴者向け手話通訳者・文字通訳者費用の裁判所負担、裁判中のプロジェクター使用、点字の案 内、車椅子席の確保(一般席と同様に)等。IT化により、例えば車椅子 ユーザーは、基本オンラインのみ、というような線引きはしないようにすること。 | 点字による訴状の提出 | 例のとおり、多様なコミュニケーション、情報保障を確実にしていただきたい。また、難病等で障害者手帳をもっていない障害者も多くいるので配慮を求める際に障害者手帳の有無を問わないでいただきたい。たとえ同じ病名・障害名でも人によってニーズは異なるので個々の申し出へ丁寧に対応していただきたい。 |  |  |  |  |  |
| ㉗－２ 裁判手続を利用するに当たっての問題 | とくにまだわかりません。 |  |  | 傍聴席に車いすの制限がある。空間が空いているのに入れない。柔軟にしてほしい。 |  |  | 委任を受けてくださる弁護士がなかなか見つからない、費用や体力の問題で提訴をあきらめた、本人が納得できず理不尽に思っている事柄を述べても精神病の症状として解釈されるなど | 自分は手続きの段階から関わったことがない。この質問については、原告や被告となった人にヒアリングを丁寧にしてほしい。 |  |  | 刑事裁判の話になりますが、障害当事者が被告になったけど訴因を誤解しており、弁護士が好意的でなかったため有罪が付いた事例。 |  |